

総務文教委員会記録

令和3年2月24日（水）
15時43分～16時09分
第1委員会室

(委員) 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員
(総務文教委員会 所管管理職)
坂田総務部長、岡田地域政策部長、河上教育部長、琴野消防長
佐々木総務課長、大屋政策企画課長、草刈教育総務課長、宇津消防本部総務課長
猪狩総務課総務管理係長
(事務局) 下間書記

【議題】

- 1 所管事務調査事項について
- 2 3月4日（木）の委員会審査日程等について
- 3 その他

- (1)GIGAスクール構想に伴う影響について
- (2)高校魅力化コンソーシアムの現状について
- (3)サン・ピレッジ浜田アイススケート場の利用状況について

◎ 令和3年3月定例会議 総務文教委員会審査について

日時：令和3年3月4日（木）10：00～ 場所：全員協議会室

【予定議題】

- 1 請願等の意見陳述
- 2 陳情審査
 - (1) 陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について
 - (2) 陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について
 - (3) 陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について
 - (4) 陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について
 - (5) 陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について
 - (6) 陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について
 - (7) 陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について
 - (8) 陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について
- 3 議案第5号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第6号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第7号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第10号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について
- 7 議案第11号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について
- 8 議案第14号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について
- 9 議案第15号 浜田市浜田城資料館条例の制定について
- 10 議案第24号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第27号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
- 12 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 13 執行部からの報告事項
- 14 所管事務調査
- 15 その他
- 16 取組課題 こどもの可能性を育む幼児教育について（委員間で協議）

【議事の経過】

[15 時 43 分 開議]

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を始める。出席委員は8名で定足数に達している。レジュメに沿って進めたい。

1. 所管事務調査事項について

西村委員長

3月4日（木）に開催する当委員会における所管事務調査について委員からの要望があれば伺いたい。委員の皆から、資料提出を求めたいものや執行部に説明等を求める必要のある事項があれば、挙手をお願いする。

西川委員

執行部からの報告予定にアイススケート場の期間見直しの件があると思うが、それに併せて、アイススケート場の今年度の運営状況の報告だけしていただければ。

教育部長

利用状況ではなく運営状況か。

西川委員

利用状況である。

教育部長

人数などか。

西川委員

はい。

教育部長

承知した。

西村委員長

ほかにあるか。

三浦委員

高校魅力化コンソーシアムの予算が出ていたが、今組織がどのように立ち上がって、どうなっているのか。今の状況を教えてほしい。

教育部長

立ち上げ予定として今動いているので、メンバーなどわかる範囲で、現時点の資料として構成メンバーなどを。

三浦委員

はい。あと、なぜこんなに遅れているのかも。立ち上がると言ってからもう年度末になっている。その経緯も。何かネックになっている部分があるのか、状況も併せて教えていただけるとうれしい。

西村委員長

ほかにあるか。

西田委員

学校について。新型コロナウイルスのこともあるかと思うが、GIGAスクール構想によって一定の時間がそれにかかなり取られるのではないかと思う。それに伴うカリキュラムへの影響、あるいは新年度の学校行事等々への影響について、わかる範囲で教えていただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

芦谷副委員長

GIGAスクールに関連して、今の準備状況。また、教育カリキュラムや事務改善などいろいろな課題や年度末までの進捗状況がわかれば。GIGAスクール構想についての現時点での状況と課題をお願いします。

教育部長

GIGAスクールについては、うちでまとめた形で、大きくまとめて3点ということで。

西村委員長

はい。ほかにないか。

(「なし」という声あり)

では議題1を終わる。

2. 3月4日（木）の委員会審査日程等について

西村委員長

3月4日（木）10時から全員協議会室で行う。予定議題についてはレジユメの囲み部分をごらんいただきたい。

請願・陳情がある関係で委員会の流れが少し変わってくる。議題1の請願等の意見陳述だが、このたびから請願者や陳情者が事前に希望された場合には、委員会審査の場において請願の説明や意見などをのべる機会を設けるということになった。

今回8件陳情付託されているが、その全てについて意見陳述をしたいとの申し出があったので、実施することになる。

当日の流れについて、事務局から説明をお願いします。

下間書記

今回から初めてのことになるのだが、まず陳情者から1件ずつ趣旨などを述べていただき、それについて委員から陳情者へ確認したいことや質疑があれば、1件ずつ行う。

陳情者が意見陳述する時間は1件につき3分以内としている。ストップウォッチではからせてもらい、タイムキーパー役は副委員長にという話が出ているので、この委員会も準備をさせていただければと思う。大体2分30秒で1回ベルなどを鳴らして、2分50秒でもう1回鳴らして終了を促す形かと思う。

この意見陳述は、委員は陳情者に質疑ができるが、陳情者からは委員や執行部に質疑はできないことにしている。必ずそのようにしてもらおうようにしている。

意見陳述全てが終わったら、続いて議題2の陳情審査に入る。陳情審査を1件ずつ行い、それは委員と執行部の間にもしかしたら確認したいことがあるかもしれないので、それはこの後にもう1回諮らせてもらうのだが、陳情審査は1件ずつ行い、その後全部の審査が終わったら、そこで陳情の採決を行う。

これまでは執行部退席後に陳情や議案など全ての採決をまとめて最後に行っていたが、陳情や請願の採決は執行部のおられるところで先に行うことになるので、そこが変更点になる。

今後も意見陳述をやる方向で議会運営委員会でも決定しているのだが、今後も意見陳述の申し出の有無にかかわらず、請願・陳情審査を先に行う予定としている。

西村委員長

トータルで20分という話はなくなったのか。

下間書記

なくなっている。今はまず試行としてやってみようということで、さすがにこれだと時間を取られ過ぎるという話になれば、そういったことも出てくるかもしれない。

西村委員長

1件3分でやめてくださいということか。

下間書記

そのとおり。

教育部長

確認させていただきたい。最初に陳情される方は3分説明するが、その後委員から質問されたことに対しての回答は無制限か。

下間書記

はい。

西村委員長

それはそうだろう。

牛尾委員

市民参加と市民サービスを優先するという観点から、陳情者が誰であろうが、そういう見解で決めた。特定の方が頭に浮かぶが、そうではな

く、真っさらな状態でやろうと、議会改革の特別委員会で決まった。ご了解をお願いする。

三浦委員

執行部に事前に確認しておきたいことというのが今までもあったが、あれは現場でやることになるのか。

下間書記

いえ、今から確認する。

西村委員長

全部で8件の陳情が今回提出されて、全て同じ方からの陳情だということで、希望により意見陳述されるとのこと。委員会としては参考人として来ていただく必要があるかどうかについて、一応諮ることになってはいるので、それはそれで諮る。必要と認めないということになれば、来ていただかないということにはならないのだろう。

下間書記

はい。参考人招致として来ていただくか、意見陳述者として来ていただくかの違いなので、来ていただくことには変わりない。

参考人招致となると費用弁償を出すことになる。こちらが必要だから来ていただくというスタンスである。

牛尾委員

陳情を出すときにそこまで選択する。

西村委員長

要するに、こちらとしては参考人としては招致しないが、陳情者としては陳述をしたいという申し出について諮った結果、していただくことになったので、当日は来ていただくということだろう。

牛尾委員

そうではない。市民参加の流れで陳情を申し出されたときにどうされるか希望を取って、意見陳述したいと言われたのだから、それをこの委員会で却下するわけにいかないのだろう。

下間書記

意見陳述を却下することはない。ただ、参考人招致をするかどうかは委員会で諮ってもらわないといけないので、諮ってほしい。

西村委員長

参考人として招致する必要があるかどうか、今ここで諮りたいがよろしいか。

(「はい」という声あり)

陳情者は一人、3月4日の委員会に参考人として招致することに賛成の方は挙手をお願いする。

《 挙手なし 》

挙手なし。よって参考人としての招致はしないと決した。

8件の陳情はいずれも市長にも提出されているとのことだが、これは間違いなのか。

下間書記

はい。間違いはない。

西村委員長

いずれの内容も市の現状や対応などを確認させていただかないと判断がつきかねるものが多いように思う。委員及び執行部に伺うが、当日審査の参考のためにそれぞれ陳情内容にある件について、現状での市の対応を確認させてもらいたいが、よろしいか。

牛尾委員

今日聞いてはいけないのか。

下間書記

今日は審査ではないので。

牛尾委員

審査に当たらないような、どういうことなのかという内容で。

総務部長

陳情審査のときに聞かれるようなことを伺えるかという意味か。参考のために。

牛尾委員

陳情審査のときは相当突っ込んだことを聞かないといけないだろうが、わけのわからないような陳情もあるので。職員の名誉にかかわることや

服務規程にかかわることがある気がする。それを委員会が議論するのは違う気もするのだが、その辺のいわゆる法律上の解釈はどうかという程度のことはどうなのだろうか。

総務部長

ただ、これは議会運営委員会で割り振られたものなので、ここで陳情審査されるといふものなのだと思うが。

西村委員長
総務部長

そうなる。

陳情になじむ、なじまないというより、従来のように陳情が提出されて、それに対して市の状況はどうかという形で、それにお答えすることになると思う。

西村委員長

だからそれは、割り切るしかないと思う。今までどおり当日、その場で市に確認することがあれば、現状どうかという中身を質疑をして確認するしかない。

総務部長

例えば、我々は適切に対応していることであれば、適切に対応しているというお答えをすることになるし、主な陳情内容については、今の対応についてこうではないか、ああではないかということがあるとすれば、執行部としては、適切に対応していると答える形になると思うが。また、何度か出たものであれば、従前と一緒にだというような答えになる。

牛尾委員

少し聞いてみたいのだが、176番の陳情で、前は、同じ案件だが陳情の中身が違っていた。今回は、こういうことがあったか、なかったかというような聞き方をしている。今までと違う切り口だから新しい陳情ということで、事務局も受けたのだと思う。

これは職員の処分に関することだから通常なら受け付けないはずなのだが、処分ではなく、あったかなかったかという問いだから受けたのだろうと思うが、とても難しいと思うのだが、ざっくばらんところで、総務部長はどう思われるか。事実の有無の公表を求めると。しかし、これは処分につながるようなことではないか。

総務部長
牛尾委員

そうであるとすれば、これまでと同じだと思う。

しかし、事務局は切り口が違う陳情だから受けたのではないか。違うのか。

下間書記

事務局が受けたというのではなく、議会運営委員会において、受けるか受けないかを判断している。

牛尾委員
下間書記

そうか。事務局が受けたわけではないのか。

はい。

牛尾委員
西村委員長

そうか。わかった。

了解した。難しいが。ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

では4日当日、陳情8件の審査を付託されているので、行うのでよろしく願います。

議案の3から12までは市長提出議案の審査である。13の執行部からの報告事項は10件と聞いているが変更はないか。

教育部長

オリンピック聖火リレーのことだが、1か月前に繰り上がると聞いている。これは、本来は所管委員会だろうが、恐らく報道が出たりする関係で、私どもにもし情報が入れば議会中のどこかで早目に議員への情報提供をさせていただきたい。その場合は委員会ではなく、全議員へ情報提

供したい。場合によっては、資料は後になるかもしれないが、速報ということで提供させてもらえればと思う。

西村委員長
教育部長
牛尾委員
教育部長

それは何をか。

聖火リレーが場合によってはやめになるのか、縮小されるのかも含めて。決定したらか。

報告があればということ。基本的には1か月前に国が会議を開いて方向性を出すとのことだが。3月23日ということだったので、基本的には昨日だったのだが、明日なのかなとは思っているのだが、できれば報道に出る前の段階で情報提供ができればと思う。手法を検討中のため、ご了解いただければ。

牛尾委員
教育部長
西村委員長

あれは県には負担金があるが、市にも負担金があるのか。

いろいろなことをするのに予算化をしている。

以上でよろしいか。陳情が8件あって、議案も10件くらいあるので、結構ボリュームがある。事前に読み込んできて、できるだけ当日はその理解の上に質疑があればやっていただくとして、なるべくコンパクトにやりたい。熟読のほどよろしく願います。

議題14の所管事務調査だが、3件。資料と説明をお願いします。

以上が3月4日の委員会の議題になる。ほかに皆から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

3. その他

西村委員長

そのほかに委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

教育部長
西村委員長

執行部からは。

特にない。

では以上で総務文教委員会を閉じる。

[16 時 09分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ㊟